

国立情報学研究所学術研究プラットフォーム運営・連携本部規程

（令和4年4月14日
制 定）

（設置）

第1条 国立情報学研究所（以下、「研究所」という。）に、学術研究プラットフォーム運営・連携本部（以下、「本部」という。）を置く。

（目的）

第2条 本部は、我が国の学術におけるデータ駆動型研究ならびにオープンサイエンスを促進するための方策と、これを実現するための情報基盤のあり方を企画・立案し、その中核となる学術研究プラットフォームの運営に大学や研究機関の意見等を反映させることを目的とする。

（本部の組織）

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 研究所の研究教育職員 若干人
- 二 全国共同利用情報基盤センター長
- 三 大学・大学共同利用機関の教職員 若干人
- 四 国立研究開発法人・研究機関等の職員等 若干人
- 五 大学・研究機関等において第2条の目的に関する業務を掌理する者 若干人
- 六 その他所長が必要と認めた者

2 本部員は、所長が委嘱する。

3 本部員の任期は、委嘱年度の年度末までとし、再任を妨げない。

（本部長）

第4条 本部に本部長を置き、第3条第1項第1号のうちから本部において選出する。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する者がその職務を行う。

（本部会議）

第5条 本部会議は本部長が招集し、議長となる。

2 本部員の過半数の出席がなければ、本部会議を開くことができない。

3 本部会議の経過及び結果については、研究所会議に報告するものとする。

（本部員以外の者の出席）

第6条 本部長が必要と認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させることができ

る。

(委員会)

第7条 本部に、具体的な事項を検討するため、委員会を置くことができる。

2 委員会は、本部の求めに応じて検討を行い、その結果について本部会議に報告又は審議事項の提案を行わなければならない。

3 委員会は、委員で組織する。

4 委員は本部長が委嘱する。

5 委員の任期は、委嘱年度の年度末までとし、再任を妨げない。

6 その他委員会に関し必要な事項は、本部が別に定める。

(処遇)

第8条 第3条第1項第2号から第5号までの本部員及び前条第3項の委員のうち、本務先において教授、准教授、講師、助教又は助手に相当する者に対し、それぞれ客員教授（連携）、客員准教授（連携）、客員講師（連携）、客員助教（連携）又は客員助手（連携）と称せしめることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、学術基盤推進部学術基盤課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部において、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。